

平成 21 年度産業廃棄物対策研修（産廃アカデミー）実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

国及び地方公共団体等において廃棄物対策業務を担当して日が浅い職員（その他廃棄物・リサイクル行政に一定の経験がある職員を含む）で、実務の中心になっている者を対象に業務遂行に必要な専門知識を習得させるとともに、全員合宿による研修生相互の啓発・交流を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

（1）期間

第1回 平成21年12月14日（月）から12月18日（金）まで（5日間）

第2回 平成22年2月15日（月）から2月19日（金）まで（5日間）

*なお、集計後人数に偏りが出た場合には調整する場合があります。

（2）会場： 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
TEL 04-2994-9766

3. 教科内容

次頁のとおりとする。

4. 研修予定人員

各60名

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）国及び地方公共団体等において廃棄物対策業務を担当している職員でその経験が概ね2年以上の者
- （2）研修受講に支障のない健康状態にある者
- （3）所属長の推薦を受けた者

6. 研修生推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、推薦書に別紙様式による被推薦者の「略歴書」を添えて、平成21年10月2日（金）までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

9. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

（1）往復に必要な旅費

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

（2）滞在費

ただし、国家公務員（独立行政法人職員を除く。）については日額旅費を環境調査研修所から支給する。

<産業廃棄物対策研修(産廃アカデミー) 教科内容 (例示:平成 20 年度) >

| | |
|--|---------|
| 1. 行政処分 の 指針 解説 | 1. 0 時間 |
| 2. 不適正処理事案対応の基礎知識 | 4. 0 |
| 3. 処理基準、施設基準等 | 5. 0 |
| 4. 偽装有価物 | 2. 0 |
| 5. 行政処分 | 1. 5 |
| 6. 会計学の基礎知識 | 3. 5 |
| 7. 立入検査、行政指導 | 1. 5 |
| 8. 不法投棄未然防止対策と行政代執行 | 3. 5 |
| 9. 産廃行政と暴力団対策 | 1. 5 |
| 10. 事例研究 (処理基準、施設基準等・偽装有価物・行政処分・立入検査、行政指導) | 6. 0 |
| 11. その他 (開・閉講式、オリエンテーション等) | 1. 0 |

合計 30.5 時間

(注)

- 上記教科内容は昨年度の例示であり、今年度、一部変更になることがあります。
- 開講式は10時00分より行いますので、9時30分までに入所してください。
- 閉講式は15時45分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。
- 帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。

* 次の情報を環境調査研修所ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

(URL <http://www.neti.env.go.jp>)

- 「研修ガイドブック」(研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。)
- 「実施要綱」、「略歴書」様式